

2. 果実対策事業計画

(1) 概要

令和2年産うんしゅうみかんについては、隔年結果によるおもて年・うら年の産地が混在するものの、総体的にはおもて年傾向の様相を呈するものと見込まれ、高品質果実安定生産を維持するためには、早期の樹勢回復、花芽の抑制、予備枝の確保、早期摘果による適正着花対策等のおもて年の生産対策を基本に、着花量の少ない園地・樹体にも配慮した細かい結実管理が必要である。

高品質果実の安定生産に向け、基盤整備などの省力化対策も含めた対策に取り組むために、(公財)中央果実協会(以下「中央果実協会」という。)、長崎県、長崎県果実生産出荷安定協議会等関係機関と連携し、次の事業を実施する。

(2) 事業の内容

うんしゅうみかんの供給過剰を前提した現行の果実の需給安定対策事業の見直しにより、令和2年度よりうんしゅうみかんの適正生産量を示さないこととし、それに伴い「果実計画生産確認事業」及び「緊急需給調整特別対策事業」を実施しない。

① 果樹経営支援対策事業

【整備事業】

1. 優良品目・品種への改植、新植支援

平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性の向上に資する省力樹形への導入を面積当たり定額で支援する。

- ・面積要件 改植、新植面積が地続きで概ね2 a以上、植栽密度を別途設定
- ・支援単価

慣行樹形等	みかん等柑橘類への改植	定額23万円/10a
	びわ等主要果樹への改植	定額17万円/10a
	みかん等柑橘類の新植	定額21万円/10a
	びわ等主要果樹の新植	定額15万円/10a

省力樹形	根域制限栽培の改植(みかん)	定額111万円/10a
	根域制限栽培の新植(みかん)	定額108万円/10a

2. 小規模園地整備

生産性の高い園地づくりに向けた取組「園内道の整備、傾斜の緩和、土壌・土層改良、用水・かん水施設の設置、排水路の整備等」を支援する。

- ・面積要件 受益面積が地続きで概ね10a以上
- ・補助率 補助率2分の1以内

3. 設備の導入支援

防風ネット、防霜ファン、モノレール等の設置を支援する。

- ・面積要件 受益面積が地続きで概ね10a以上
- ・補助率 補助率2分の1以内

4. 放任園地の発生防止対策

作業条件の悪い園地や、病害虫の温床となる荒廃園地等の解消・発生防止に向けた、産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林等の取組を支援する。

- ・面積要件 受益面積が地続きで概ね2 a 以上
- ・支援単価
みかん等の柑橘類 定額10万円/10 a
その他果樹 補助率2分の1以内

【推進事業】

大苗育苗ほの設置

改植に伴う未収益期間の短縮等のため、購入した苗を一定期間育成するための育苗ほの設置等の取組を実施する（一社）長崎県園芸種苗供給センターを支援する。

- ・補助率：2分の1以内

② 果樹未収益期間支援対策事業

優良品目・品種への改植、新植後の幼木管理経費（農薬代、肥料代等）の一部を支援する。

- ・支援単価 22万円/10 a
(= 5.5万円/10 a×改植、新植の翌年から4年分。初年度に一括交付)

③ 県推進事務費補助金

果樹に関する情報収集・調査を行い、果実需給安定対策等の果樹対策の円滑な推進を図り、果樹産地の活性化等を推進するために必要な経費の一部が県推進事務費補助金として、中央果実協会から交付される。これには、長崎県果実生産出荷安定協議会に対する補助金も含まれている。

④ 全国果樹技術・経営コンクール

先進的な果樹農業者の努力の経過及びその成果に優れた生産者等を顕彰するとともに、その事例を広く紹介し、果樹農業の新たな発展に資する事を目的に開催されている。

⑤ その他、中央果実協会の業務方法書に基づいた事業について実施する。

(3) 会員に対する指導、情報提供

- ① 果樹経営支援対策事業の研修会等開催し、業務推進及び周知徹底を行う。
- ② 中央果実協会及び関係機関からの情報を提供する。